

令和 3 年 7 月 26 日招集

令和 3 年 第 7 回

東 根 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

東 根 市 農 業 委 員 会

令和３年第７回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和３年第７回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

１．令和３年７月 26 日（月） 午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（18 名）

1 番 大 江 正 好	2 番 本 田 勝 彦	3 番 門 脇 功
4 番 東 海 林 光 輝	6 番 寒 河 江 一 浩	7 番 庄 子 裕 絵
8 番 高 岡 貞 雄	9 番 仲 野 孝 藏	10 番 石 山 一 穂
11 番 吉 田 好 春	12 番 岡 田 邦 弘	13 番 栗 原 洋 幸
14 番 阿 部 昇	15 番 大 内 恒 一	16 番 小 野 博
17 番 岡 田 和 敏	18 番 瀬 野 幸 太 郎	19 番 菅 原 繁 治

１．議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第47号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 6 議第48号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 7 議第49号 事業計画変更承認申請について
- 第 8 議第50号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 9 議第51号 農用地利用集積計画について
- 第 10 農地あっせん委員会の報告
- 第 11 農地転用委員会の報告
- 第 12 地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地係長	松 岡 義 朗	主任	三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

12番 岡田邦弘委員、14番 阿部昇委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第10号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第51号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第7回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1件であります。

報第10号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 50 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、

地積：1,624 m²。賃貸人住所氏名：東根市神町宮団中通り●●●●●、●●●●●。

賃借人住所氏名：村山市楯岡湯沢●●●●●、●●●●●。解約後の利用：賃貸人が耕作であります。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、6件です。

議第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めます。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号58番、土地の所在：本丸南三丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：527 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。

事由：労力不足、経営面積：10 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：16 aであります。

以下、受付番号59番から61番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号62番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：800 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。

事由：労力不足、経営面積：57 a。借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：16 aであります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号63番、土地の所在：本丸南三丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：507 m²の内60 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。

事由：労力不足、経営面積：10 a。借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：16 aであります。

農地法第3条総括表、使用貸借権設定は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第48号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号7番、土地の所在：一本木二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：876 m²。申請人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。職業：農業。転用後の主要目的：平屋建貸家、駐車場、通路他で、所要面積計が876 m²であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第49号事業計画変更承認申請について。

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付け、51構改B、第1939号農林省構造改善局長通知に該当するので、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係。

受付番号4番、当初計画者住所氏名：宮城県大崎市古川旭二丁目3番8号、株式会社北都開発 代表取締役 渡辺 俊。職業：不動産業。承継者については、当初計画者と同じであります。

承認を受ける土地の所在：小林一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：954 m²。用途：当初 共同住宅。変更後 長屋住宅となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。

議第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号32番、土地の所在：一本木二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,185 m²。譲渡人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。職業：農業。譲受人住所氏名：東根市神町北五丁目3番24号、株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩 賢一。職業：不動産業。東根市中央二丁目11番1号、天野地所株式会社 代表取締役 天野 誠也。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、通路。所要面積計1,185.28 m²。備考として、所有権移転、実測面積であります。

以下、受付番号 33 番から 14 頁の 36 番までは、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条および事業計画変更申請の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思います。

16 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、2 計画です。

議第 51 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 28 番、土地の所在：大字島大堀字下河原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：921 m²。売人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用。

移転時期：令和 3 年 7 月 26 日。対価、総額：600,000 円。支払い方法：現金。

支払期限：令和 3 年 8 月 12 日。引き渡し時期：令和 3 年 8 月 13 日。買人の耕作面積は 296 a であります。

以下、受付番号 29 番については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 7 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 4 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 6 件の取り扱いに

ついてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 7 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 58 番、60 番及び 61 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 59 番の申請事由は、新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 62 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請ですが、受付番号 63 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏と、●●●●氏の世話人である●●●●氏、両名への聴取も行われ、協議の結果、●●●●氏の農地法第 3 条申請については、申請人の勤務地、居住地が県外である事、定年後の動向が不確定であることから、この度の申請については、一時預かりとする事にいたしました。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 7 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 5 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 7 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 7 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、戸建ての賃貸住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号4番については、当初、共同住宅を整備する計画でありましたが、共用スペースが無い長屋住宅として施工を終えたものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号32番、33番及び36番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号32番及び33番は宅地分譲、受付番号36番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号34番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、建築条件付き建売住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

受付番号35番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため、第一種農地となりますが、集落に接続して駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。14番阿部昇委員。

【14番阿部昇委員】

はい、14番阿部です。農地法第3条第1項の許可申請の中で、4頁の受付番号58番、5頁の受付番号62番、6頁の受付番号63番の譲受人である●●●●氏の面積について、合計すると、許可基準である30aに満たないのではないのでしょうか。

【議長】

只今の阿部委員からの質問について、事務局より答弁願います。

【松岡係長】

面積についてですが、総会資料には端数の記載は省略しておりますので、ご質問にあり

ました、●●●●氏の面積につきましても、省略している端数分を合わせますと許可基準である 30 a を満たしております。

【議長】

事務局より説明がありましたが、阿部委員よろしいですか。

【14 番阿部昇委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7 番 庄子裕絵委員】

7 番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 47 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 48 号及び 50 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 49 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【16 番 小野博委員】

16 番小野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 47 号については、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11 番 吉田好春委員】

11 番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 47 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 51 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 10 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 48 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 49 号事業計画変更承認申請について、議第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 51 号農用地利用集積計画について、以上、5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 47 号から議第 51 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 47 号から議第 51 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 7 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員